

平成 24 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名	エルピーダメモリ株式会社
代表者名	代表取締役社長 坂本 幸雄 (コード番号 6665 東証第 1 部)
問い合わせ先	取締役兼執行役員 安達 隆郎 (TEL 03-3281-1500 (代) )

## 資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 28 日開催予定の臨時株主総会に、下記のとおり「資本金の額の減少の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 資本金の額の減少の目的

当社は、平成 21 年 6 月に「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づき、経済産業省に提出し、認定を受けました事業再構築計画（平成 24 年 3 月 31 日に終了予定、以下「本事業再構築計画」）の内容に沿って、平成 21 年 8 月に株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」）を引受人として第 1 種及び第 2 種優先株式（以下総称して「本件優先株式」）を発行する第三者割当増資を実行いたしました。

本件優先株式には、上記第三者割当増資の実行時に公表させて頂きましたとおり、優先株主の権利として、金銭を対価とする取得請求権（以下「本件金銭対価取得請求権」）が付されており、優先株主が本件金銭対価取得請求権を行使した場合、当社は、当該金銭対価取得請求の日における会社法第 461 条第 2 項に規定する分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該請求の対象となる本件優先株式を取得すると引換えに、当該本件優先株式の払込金額（1 株あたり 10,000 円）に当該本件優先株式に係る未払優先配当金相当額を加えた金額を優先株主に交付しなければなりません（※）。また、本件金銭対価取得請求権の行使時期につきましては、日本政策投資銀行との投資契約書（以下「投資契約書」）において、原則として(i)平成 24 年 4 月 1 日又は(ii)本事業再構築計画の実施期間終了日の翌日のいずれか早く到来する日（この日が営業日に該当しない場合は、翌営業日とします。以下「本件金銭対価取得請求権行使可能日」）以降としております。

そこで、本件金銭対価取得請求権行使可能日以降、本件優先株式につき優先株主による本件金銭対価取得請求権の行使がある場合において、当該請求の対象となる本件優先株式の全部を取得することを可能とするための努力をすべく、分配可能額が不足をしな

いようにすることを目的とするものであります。

なお、本件優先株式には、優先株主の権利として、普通株式を対価とする取得請求権（以下「本件普通株式対価取得請求権」）も付されており、投資契約書上、平成 23 年 2 月 1 日以降順次行使可能となっております。これに従い本件優先株式の一部について、本件普通株式対価取得請求権が行使されており、平成 24 年 1 月末日時点における本件優先株式（自己株式を除く。）の数は、第 1 種優先株式数が 1,000,000 株、第 2 種優先株式数が 1,838,967 株となっております。

※ 金額算定の詳細につきましては平成 21 年 8 月 7 日付当社プレスリリース又は当社定款をご参照ください。なお、平成 24 年 1 月末日現在の本件優先株式（自己株式を除く）全部について本件金銭対価取得請求権が本件金銭対価取得請求権行使可能日に行使された場合、当該金額は約 310 億円となります。

## 2. 資本金の額の減少の要領

### (1) 減少すべき資本金の額

平成 24 年 1 月末日現在の資本金 236,143,131,742 円のうち、150,000,000,000 円を減少します。減少後の資本金の額は 86,143,131,742 円となります。

### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 150,000,000,000 円全額をその他資本剰余金の額に振り替えます。

## 3. 資本金の額の減少の日程

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 取締役会決議日     | 平成 24 年 2 月 23 日（木曜日）     |
| (2) 債権者異議申述最終期日 | 平成 24 年 3 月 27 日（火曜日）（予定） |
| (3) 株主総会決議日     | 平成 24 年 3 月 28 日（水曜日）（予定） |
| (4) 効力発生日       | 平成 24 年 3 月 28 日（水曜日）（予定） |

## 4. 今後の見通し

資本金の額の減少は「純資産の部」の勘定の振替であり、当社の純資産の額に変動はありません。

以上

<報道関係からのお問い合わせ先>

エルピーダメモリ株式会社  
パブリックリレーションズグループ  
広報担当 中島・齋藤・鶴巻  
TEL : 03-3281-1500  
E-mail : [press@elpida.com](mailto:press@elpida.com)